

## 幸手都市計画生産緑地地区の変更（幸手市決定）

1 都市計画生産緑地地区中、第12号の生産緑地地区の一部を削除し、次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第12号生産緑地地区	約 0.1ha	

[ 位置及び区域は計画図表示のとおり ]

[ 理由 ]

法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。